



長野県報

4月1日(月)
平成31年
(2019年)
第3063号

目次

規 則

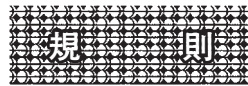
長野県文化会館管理規則の一部を改正する規則（文化政策課）	2
児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則（こども・家庭課）	4
長野県農業大学校管理規則の一部を改正する規則（農業技術課）	5

告 示

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（障がい者支援課）	6
児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の事業の廃止の届出（障がい者支援課）	6
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者及び指定一般相談支援事業者の指定（障がい者支援課）	6
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者及び指定一般相談支援事業者の事業の廃止の届出（障がい者支援課）	7
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新（障がい者支援課）	8
都市計画事業の事業計画の変更認可（生活排水課）	13
電線共同溝を整備すべき道路の指定（道路管理課）	13
都市計画事業の認可（都市・まちづくり課）	13
長野県収入証紙売りさばき人の指定の取消し（3件）（会計課）	13
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）	14
長野県選挙事務取扱規程の一部改正（選挙管理委員会）	15
昭和61年選告示第66号（公職選挙法に基づく個人演説会等を開催することができる施設）の一部改正（選挙管理委員会）	15

公 告

都市計画事業の認可（3件）（都市・まちづくり課）	15
--------------------------	----



長野県文化会館管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成31年4月1日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第34号

長野県文化会館管理規則の一部を改正する規則

第1条 長野県文化会館管理規則(昭和57年長野県規則第40号)の一部を次のように改正する。

別表第3の(1)の舞台設備の項中

音響反射板	中ホール	1 式	4,200
	小ホール	1 式	2,100

を

「

音響反射板	中ホール	1 式	4,200
-------	------	-----	-------

」に改め、同(1)の音響設備の項中

「

レコードプレーヤー	大ホール	1 台	600
	中ホール	1 台	600
	小ホール	1 台	500
コンパクトディスクプレーヤー		1 台	500

を

「

コンパクトディスクプレーヤー	1 台	500
----------------	-----	-----

」に改める。

第2条 長野県文化会館管理規則の一部を次のように改正する。

別表第1の入場料を徴収しないで利用する場合の項中「6,100円」を「6,200円」に、「4,300円」を「4,400円」に、「6,600円」を「6,700円」に改め、同表の1,000円以下の入場料を徴収して利用する場合の項中「7,900円」を「8,100円」に、「5,600円」を「5,700円」に、「8,500円」を「8,700円」に改め、同表の1,000円を超える入場料を徴収して利用する場合の項中「9,700円」を「9,900円」に、「6,800円」を「7,000円」に、「10,500円」を「10,800円」に改める。

別表第3の(1)の舞台設備の項中 「 10,000 」 を 「 10,200 」 に、 「 15,000 」 を 「 15,300 」 に、

「 26,000 」 を 「 26,500 」 に、 「 3,100 」 を 「 3,200 」 に、 「 5,200 」 を

「 5,300 」 に、 「 4,200 」 を 「 4,300 」 に、 「 7,500 」 を 「 7,600 」 に改め、同(1)

15,000	15,300
12,000	12,200
6,200	6,300
37,000	37,700
33,000	33,600
50,000	50,900
48,000	48,900
64,000	65,200
67,000	68,200
85,000	86,600
13,000	13,200

の照明設備の項中	6,400	を	6,500	に、
	30,000		30,600	
	22,000		22,400	
	43,000		43,800	
	60,000		61,100	
	15,000		15,300	
	8,300		8,500	
	36,000		36,700	
	29,000		29,500	
	49,000		49,900	
	62,000		63,100	
	84,000		85,600	

バンチライト		1 台	300	を
ロア Horizont ライト	大ホール	1 列	1,500	

LED スポットライト (500W)		1 台	250	に、
LED スポットライト (1kw)		1 台	300	
LED スポットライト (1.5kw)		1 台	350	
LED スポットライト (2kw)		1 台	400	
LED スポットライト (フルカラー)		1 台	550	
バンチライト		1 台	300	
アッパー Horizont ライト	大ホール	1 列	1,500	
	中ホール	1 列	1,500	
	小ホール	1 列	400	
ロア Horizont ライト	大ホール	1 列	1,500	

ロア Horizont ライト	小ホール	1 列	400	を
-----------------	------	-----	-----	---

ロア Horizont ライト	小ホール	1 列	400	に、	「 3,100 」	を	「 3,200 」	に改め、同
	可搬型	1 台	300					

(1)の音響設備の項中 「サブミキサー卓」 1 台 1,300 を

サブミキサー卓 (A)	1 台	2,300	に、	「 3,100 」	を	「 3,200 」	に改め、同
サブミキサー卓 (B)	1 台	1,300					

(1)の楽器の項中 「 10,000 」 を 「 10,200 」 に、 「 5,200 」 を 「 5,300 」 に、

「 3,100 」 を 「 3,200 」 に、 「 7,500 」 を 「 7,600 」 に改め、同(1)の映写設備の項中

ビデオプロジェクター (4,000ルーメン未満)	1 台	1,100
ビデオプロジェクター (4,000ルーメン以上6,000ルーメン未満)	1 台	2,200
ビデオプロジェクター (6,000ルーメン以上)	1 台	10,000

を

ビデオプロジェクター (大型)	1 台	11,800
ビデオプロジェクター (中型)	1 台	2,800
ビデオプロジェクター (小型)	1 台	1,100

に、

映写スクリーン	国際会議室	1 式	500
---------	-------	-----	-----

を

映写スクリーン	国際会議室	1 式	500
	可搬型	1 式	400

に改め、同(1)の同時通訳設備の項中

10,000

を

「10,200」に改め、同(1)のその他の項中

10,000
5,200

を

10,200
5,300

に改め、同(1)の備考を同備考の1と

し、同1の次に次のように加える。

2 許可された利用時間を超えて利用する場合は、超過時間（超過時間が1時間に満たないときは1時間とし、超過時間が1時間未満の端数があるときはこれを切り上げる。）1時間につき、この表に定める区分に従い、当該区分に定める額の100分の30に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とする。

別表第3の(2)中

12,000
7,300

を

12,200
7,400

に、

8,300

を

8,500

に、

10,000
2,800

を

10,200
2,900

に改める。

附 則

この規則は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

文化政策課

児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成31年4月1日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第35号

児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県規則第8号）の一部を次のように改正する。

第11条第1号中「者」を「者（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。第18条第

1号及び第22条第1項第1号において同じ。）」に改め、同条第2号中「（昭和22年法律第26号）」を削る。

第18条第3号中「学校教育法の規定による」を「教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する」に、「となる資格」を「の免許状」に改め、同条第4号のア中「者」を「者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」に改める。

第22条第1項第2号中「大学」の次に「（短期大学を除く。次号において同じ。）」を加え、同項第7号中「学校教育法の規定による」を「教育職員免許法に規定する幼稚園、」に、「となる資格」を「の免許状」に改める。

第36条第1項第1号中「者」を「者(学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」に改め、同項第2号中「大学」の次に「(短期大学を除く。次号において同じ。)」を加え、同項第7号中「学校教育法の規定による」を「教育職員免許法に規定する」に、「となる資格」を「の免許状」に改める。

附則第12項中「(昭和24年法律第147号)」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

こども・家庭課

長野県農業大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成31年4月1日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第36号

長野県農業大学校管理規則の一部を改正する規則

長野県農業大学校管理規則(昭和51年長野県規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表の1中 「 農業経営学 講義 2 30 」

を 「 農業経営学 講義 1 15 」 に、

「 農業機械学Ⅰ 講義 1 15 」

を 「
「 スマート農業論 講義 1 15
農業機械学Ⅰ 講義 1 15 」

に、
「
「 農産加工学 講義 1 15
実習 1 30
畜産製造学 講義 1 15
実習 0.75 23 」

を 「
「 農畜産加工学 講義 1 15
実習 1 30 」

に改め、同表の2中

「 農業簿記 講義 1 15 」

を

「
「 農業経営実践論 講義 1 15
起業・チャレンジ論 講義 1 15
農業簿記 講義 1 15 」

に、

「
「 1 30
2.5 75 」 を

「
「 0.5 15 0.5 15
2 60 」 に、

「 農業政策論 」 を 「 農業政策・団体論 」 に、

「 6 180 」 を 「 5 150 」 に、

「
「 農業生産工程管理学 講義 1 15
演習 1 30 」

を

「
「 農業生産工程管理学 講義 1 15
演習 1 30
セーフティマネジメント論 講義 1 15
スマート農業論 講義 1 15 」

に、

「
「 農業団体論 講義 1 15
農産加工学 講義 1 15
実習 1 30 」

を

「
「 農畜産加工学 講義 1 15
実習 1 30 」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日から引き続き在学する者の履修すべき学科目については、この規則による改正後の長野県農業大学校管理規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

農業技術課